

9月14日、琉球遺骨返還訴訟控訴審第1回口頭弁論が開かれる

大阪高裁に舞台を移した琉球人遺骨返還請求訴訟控訴審の第1回口頭弁論が、2022年9月14日に開かれた。9時30分より入廷行動があり、10時30分開廷、11時10分まで40分間にわたって裁判がおこなわれた。高等裁判所における控訴審の審理は1回で結審するケースが多いが、被告・京都大学の思惑を突破して、裁判は継続するところとなった。



入 廷 行 動

法廷では、最初に亀谷正子さんが10分間、『意見陳述書』に基づいて陳述した。それは、傍聴者の魂を揺り動かす感動的なものであったが、彼女の切なる思いは裁判官の心に届いているであろうか。

■原告・亀谷正子さんの意見陳述

亀谷正子さんの『意見陳述書』の要旨は次の通り

1. 京都地裁では、私の先祖のご遺骨の返還は叶いませんでしたが、玉城さんともども第一尚氏の子孫であると裁判所に認めていただいたことは大きな一歩だと思えます。
2. ご遺骨のない墓に手を合わせてきた者がこのように存在すること、先の戦争と、今回の京都大学によるご遺骨の収奪とは同じではないかもしれませんが、私の心の痛みは、全く変わるところがないこと、これをお伝えする使命があるように感じます。

父と兄、ふるさとを遠く離れた異国の地で戦死し、そのご遺骨を見つけてあげたいと思ってきましたが、見つけることができなかったのです。これだけではどうにもなりません。

ですが、百按司（ムムジャナ）墓から奪われた先祖のご遺骨は返してもら

ことが可能です。もし、先祖のご遺骨をお返しいただくことができ、墓を訪ねて先祖と交流することができれば、どんなに素晴らしいことだろうかと夢をみえています。

どんな理由や事情があれ、お墓からご遺骨を盗むことはいつの時代も許されてはならないと思います。

3. 先祖のご遺骨が 1929 年 1 月の『琉球新報』の記事にあるような取り扱いを受けるとしたら、どのような気持ちになるでしょうか。

当時、大和の方々が琉球をどのような目で見っていたのかを改めて刃を突きつけられるような気持ちになり、目にするのもつらいです。同時に、今も間違いなく、琉球・沖縄という存在、琉球・沖縄に暮らす人に対する差別がなくなったとは到底言える状況にはありません。

言葉にし難い抑圧を感じながら、琉球・沖縄に暮らす私たちが自己を肯定的に受け止め、明日に希望を見出しながら生きていけるよう、司法はお力をお貸し願えないでしょうか。

4. 京都大学に改めて保管するご遺骨について一目閲覧させていただきたいと申し入れました。回答はまだいただけておりません。もし京都大学がお認めいただけない場合には、ぜひ裁判所からもお取り計らいくださいますよう、伏しお願い申し上げます。

■ 弁護団による控訴理由の陳述

続いて、弁護団より 30 分間、控訴理由が陳述された。

『控訴理由書』を記述するにあたっては、理解が進むように、法律の専門用語を通常、日常的に使用されている言葉に意識(?)している。

『控訴理由書』は次の項目から構成されている。

第 1 控訴審において判断されるべき本質的事項



記者会見に臨む原告・弁護団

第 2 国際人権法に基づく本件遺骨の返還請求権、琉球民族の遺骨返還請求権について

第 3 争点 2 (所有権に基づく返還請求権の有無) についての原審判決の誤り

第 4 遺骨の返還に向けた利害関係人との調整論と不法行為論

以上の4項目である。

第1 控訴審において判断されるべき本質的事項

この項目では、本質的事項を6つにわたって指摘する。

本質的事項の1 原告らが裁判に訴えた第一義的な目的を十分理解されなければならない。

被告・京都大学が占有する琉球人遺骨を元の百按司墓に再安置することは、死者の尊厳を守るための原状回復を求めることであり、それによって琉球・沖縄の人びとの権利と生者と死者の尊厳が回復される。

本質的事項の2 原告らが戦後初めて自らを琉球民族であり先住民であるとして裁判を提訴している事実

本質的事項の3 原告らに本件遺骨の占有権限があるのかないのかを裁判所は適正に判断することが必要不可欠である。

金関丈夫や三宅宗悦らは門中や地域共同体の百按司墓関係者からの同意や承諾などは受けていない。遺骨の盗骨と領得行為は、当時も刑法に違反する犯罪である。

本質的事項の4 琉球・沖縄の葬送文化を裁判所は十分に理解されなければならない。

本質的事項の5 学知の植民地主義・人種差別主義について十分に理解されなければならない。

植民者（筆者注：日本人、ヤマトンチュ）により被植民者（筆者注：琉球・沖縄人、ウチナーンチュ）の遺骨が奪われ、死してニライカナイに行ってから日本国家・社会、被告・京都大学による植民地支配と植民地主義の違法・不当な対応を受け続けている。

本質的事項の6 京都地裁はいずれの争点においても適正かつ十分な判断をおこなっていない。

第2 国際人権法に基づく本件遺骨の返還請求権、琉球民族の遺骨返還請求権について

この項目では、次のように主張する。

京都地裁判決は、自由権規約27条（末尾の注参照）について、締約国はこの権利の実現に向けて政策を推進すべき政治的責任を負うだけに過ぎないと述べた。これは国際人権法に基づく諸条約に真っ向から違反し、「合意は守られなければならない」という条約法の大原則に違反し、裁判所の国際人権法の無理解を露呈したものである。何のための裁判所なのかと言わざるを得ない。

このような日本の司法府による条約の無理解、軽視は、条約機関でも問題とされていて、裁判官らへの人権に関する教育の確保が繰り返し勧告されている。

琉球民族であり、盗まれた遺骨の子孫である原告らは、国際人権条約（末尾

の注参照)により、民族自決権、自己の文化、宗教を有し、実践する権利が保障されていて、その侵害にたいしては「効果的な救済」を裁判所に求める権利が保障されている。

この裁判において、「効果的な救済」とは遺骨を元にあった場所に戻すことである。それが裁判所の責務である。

第3 争点2 (所有権に基づく返還請求権の有無) についての原審判決の誤り

この項目では、京都地裁の誤りを記述している。

まず前提として、「慣習」の意義を二つの側面から解釈すべきだ。

一つは、百按司墓に祀られている北山時代及び第一尚氏時代の貴族やその一族の末裔らが遺骨の祭祀主宰者となるということ(筆者注:京都地裁が末裔だと認定した亀谷、玉城の二名を指している)。



記者会見に多くのマスコミが集まった

もう一つは、請求権者が上記の同じ先住民族・少数民族というコミュニティーに属するかどうかという基準で判断した時、原告ら全員が遺骨の祭祀主宰者となるということ(筆者注:京都地裁が末裔だとまでは言及していない松島、金城の二名を指している)。

○地裁判決の誤り

遺骨の帰属関係は、その性質上、明確に定められるべきものであって、…不特定多数の追慕者ら全員に遺骨が帰属し、追慕者であれば誰でも返還請求権を行使できるとはいえない。(判決文)

そもそも東京高裁は追慕者を承継者とするのが適当だとの決定(2006年4月19日)を下しているではないか。

「その性質上」と書いているが、「その性質上」とは何のことを言っているのか、何も語っていないも同然である。

○地裁判決の誤り

原告らは他の多数の子孫、門中と同じ立場で「祖霊神」を拝んでいるに過ぎず、祖先の祭祀を主宰すべき者に当たると認められない。原告らに遺骨を承継させる総意が共同体構成員に認められない。(判決文)

あたかも統一的な祭祀行事があるかのように認定しているのは正しくない。また、共同体構成員らの総意がないことを主宰する者に該当しない理由にあげている。こんなことが認められれば、子孫が多数存在する遺骨であればあるほ

ど、主宰者を認定することなど不可能になる。

だから「総意」など不要なのである。

○地裁判決の誤り

関係諸機関を交え解決に向けた環境整備が図られるべき（判決文）

そのような解決が図られなかった責任はさも原告にあると言っているのだ。事実はその逆で、被告・京都大学に対し「関係諸機関を交え解決に向けた環境整備を積極的に図らなければならない」と述べるべきだ。

○地裁判決の誤り

個別の権利行使を認めた場合には、遺骨をめぐる権利関係を複雑化させ、…祖先の霊を安らかに祀りたいとする原告らの期待にも反する結果となる。（判決文）

墓所ではなく博物館の中で何ら祭祀もなされず無慈悲に保管されている遺骨を元の百按司墓に再葬しようとする原告らは裁判を起こしたのだ。そのような原告らに対し、こうした判決文をのたまうとは裁判所の職務放棄と断じざるを得ない。

第4 遺骨の返還に向けた利害関係人との調整論と不法行為論

ここでは、地裁判決は、遺骨の返還は利害関係者らとの調整なしに認めることは出来ないが、大学博物館内に保管された遺骨は原告らにとっても「祖霊神」であるとも評価している。それなら、原告・亀谷や玉城の意向を尊重した扱いが認められて然るべきだ。

判決以降も被告・京都大学が原告らの閲覧の求めに応じられないと固辞するなら、地裁判決が認定した占有・保管の判断が誤っていたことを示していると言わざるを得ない。

1929年1月26日付『琉球新報』に「この骸骨のうちには市町村の了解を得て無縁塚から救い上げられた無縁佛も居り、引取人があれば、何時でも京都から『御返り遊ばす』様な仕掛けになってある。」と京都帝国大学が述べたとの記事が掲載されている。この記事は、大和から見たものの見方であった「無縁墓」に弔われていた人骨・無縁佛を収集し持ち帰るが、将来引取人が現れることを条件として、直ちに遺骨を返還すると言っていると評価することが出来る。

遺骨がどのような状態で保管されているかを確認するために、遺骨への自由なアクセス、閲覧の機会が保障されていなければならない。

以上が『控訴理由書』の要約である。

なお、『控訴理由書』に引用されている国際人権法について、文中に挿入すると煩雑になるので、以下に列挙した。

○国際人権自由権規約 27 条：民族的マイノリティの権利

少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享

有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。

○人種差別撤廃条約第 2 条 1 項 (d) : 締約国の差別撤廃義務

各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされる時は立法も含む）により、いかなる個人、集団または団体による人種差別も禁止し、終了させる。

○人種差別撤廃条約第 6 条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償または救済を当該裁判に求める権利を確保する。

■記者会見に多くのマスコミが集まったが…

11 時 20 分より持たれた記者会見の場には多くのマスコミが詰めかけた。これなら明日 9 月 15 日の新聞各紙が取り上げるだろうと期待していたが、ぼくが知る限り『毎日新聞』に小さく掲載されたのみだった。

記者は記事を書くのだがデスクで撥ねられるのだろうか。

■京大に対話を求めるアピール行動

控訴審が開かれる前日の 9 月 13 日に、京都大学構内で「京大よ 対話をしよう！対話を求めるアピール行動」が持たれ、ぼくはこの行動にも参加した。9 月半ばというのに猛烈に暑い炎天下での取り組みだった。



厚かましく中央で仁王立ちしている筆者(京大構内)

■控訴審第 2 回口頭弁論に参集を

控訴審第 2 回口頭弁論は、2022 年 12 月 1 日 (木) 午前 10 時 30 分より開かれる。傍聴券の抽選があるので 9 時 30 分までにご参集を。

それに先立ち、11 月 24 日 (木) 午後 6 時 30 分より PLP 会館において、松島泰勝・原告団団長 (龍谷大学教授) を講師に学習講演会「なぜ盗まれたご遺骨が返されないのか—大阪高裁控訴審の勝利に向けて—」を開く。

こちらにも多数の参加を呼びかける。